

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
翌日が休日なら翌日)

鳥取県告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三条第四項後段の規定による倉吉市上井西土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- ◆告 示 字の区域の変更(地方課)
- 県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 保安林の指定の解除予定(〃)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 県道の供用の開始(〃)
- 土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

◆選管告示
平成元年七月二十三日執行の参議院鳥取選挙区選出議員の収入並びに支出の報告書の要旨

◆公安告示
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
◆正誤
平成元年九月鳥取県告示第九百五十一号中訂正

上井字柳原

上井字柳原のうち四八五の一から四八五の三まで、四八六の一から四八六の三まで、四八七の一から四八七の三まで、四八八の一、四八八の三、四八八の四

上井字外中島七〇六の二、七一七の一、七二二の一と一体をなす国有地の一部

上井字内中島の全域

区域を変更する
字の名称

同上の区域(平成元年五月一日現在の地番による。)

上井字内中島

上井字柳原四八五の一から四八五の三まで、四八六の一から四八六の三まで、四八七の一から四八七の三まで、四八八の一、四八八の三、四八八の四
上井字外中島七〇六の二、七一七の一、七二二の一と一体をなす国有地の一部

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告 示

上井字外中島

上井字外中島のうち七〇六の二、七一七の一、七二二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第十三三三号
倉吉市が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業広瀬地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第十三三二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業瑞穂地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

氣高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てる。

鳥取県告示第十三三四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤崎町	団体営ほ場整備事業(下市地区ほ場整備)	平成元年七月二十日

平成元年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字峠根山七三四の三〇（国有林。次の図に示す部
分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二の三九一から二一八二の三
九三まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千三十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成元年十月二十四日から一週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

平成元年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	前後別	
		(メートル)	(延長)
倉吉東伯 線	東伯郡東伯町大字中尾字舞ノ免 七九六地先から同町大字上伊勢 字松ノ木六八一地先まで	四・五 二五・八	(メートル)
		五〇九・〇	(延長)
		五一〇・〇	

平成元年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第二項の規定に基づき、

次のことおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年十月二十四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
倉吉東伯 線	東伯郡東伯町大字中尾字舞ノ免 七九六 一二地先まで	平成元年十月二十六日

鳥取県告示第千三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一百三条第三項の規定に基づき、倉吉市上井西土地区画整理組合から倉吉市上井西土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百八十九条第一項の規定により提出された平成元年七月二十三日執行の参議院鳥取県選舉区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成元年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

平成元年10月24日 火曜日

報 告 書

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成元年7月23日執行参議院鳥取県選舉区選出議員選舉

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

17,276,500円

報告書の要旨

候補者氏名	吉田達男	所属党派	無所属	期間	8月5日から第2回分
出納責任者名	田中寅吉				

収入 主たる寄附 (氏名、団体名)(職業)(寄附額)	円	支出 人件費 家屋費 選舉事務所費 集合会場費	円
—	—	—	—

通信費 128,759

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雜費

その他の寄附	—	—	17,850
その他の収入	—	—	—
今回計	—	—	230,508
前回計	—	—	6,771,211
総計	8,060,240	総計	7,001,709

報告書受理年月日 平成元年10月11日 第2回報告分

公 指 振 金 手 無

鳥取県公安委員会第811号

次の遊技機の製造及び販売、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百一十一号)第二十一条第三項の技術上の規格に適合しないものと認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規定(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により取扱ふ。

平成元年十月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 同

遊技機の種類	型式	製造業者名
—	スターダム7	—
—	ペーティクトン	—
極	—	—
パックハロウ	—	株式会社平和
ホールドクロスA	—	—
ワンドーム	—	—

平成元年九月鳥取県告示第九百五十一号（字の区域の変更について）中
次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

二 頁 段 誤
二 上 二四六七の二 二四六八の二
正

正誤

アレンジボール遊技機				ローリングシャトル
スター・ウォーズ	すし太郎	C R I V スペシャル	パチンコ大賞P一一	ビッグファルコンII
	株式会社大一商会	株式会社ソフィア		